

静岡県下田、熱海、東部及び富士総合庁舎電気需給契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次のとおり、静岡県下田総合庁舎、熱海総合庁舎、東部総合庁舎及び富士総合庁舎の電気需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、静岡県下田総合庁舎、熱海総合庁舎、東部総合庁舎及び富士総合庁舎で使用する電気を供給する。

（電気方式等）

第2条 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、予定使用電力量、契約電力、契約期間、契約保証金は次のとおりとする。

電気方式	別添仕様書のとおり
受電電圧	別添仕様書のとおり
計量電圧	別添仕様書のとおり
標準周波数	別添仕様書のとおり
予定使用電力量	別添仕様書のとおり
契約電力	別添仕様書のとおり
契約期間	令和6年4月1日(供給開始日)午前0時から令和7年3月31日午後12時とする。
契約保証金	免除

（供給の方法）

第3条 乙は甲が静岡県下田総合庁舎、熱海総合庁舎、東部総合庁舎及び富士総合庁舎で使用する電気を需要に応じて供給するものとする。

（供給の保証）

第4条 乙は、当該地域の一般送配電事業者と締結する託送供給契約により電気の供給を行う。

（検針日）

第5条 検針日は当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款の検針日によるものとする。

（検査）

第6条 乙が甲に供給する電力量は、甲の指定する検収員の検査を受けるものとする。

（料金の計算）

第7条 毎月の電気料金の計算方法は次のとおりとする。

毎月の電気料金＝『落札者の入札書別紙の料金計算方法を記載する』

（『落札者の入札書別紙の各料金名を記載する』）

第8条 『落札者の入札書別紙の各料金名を記載する』は次により算定する。

『落札者の入札書別紙の各料金ごとの計算方法を記載する』

（『落札者の入札書別紙の各料金単価名を記載する』）

第9条 『落札者の入札書別紙の各料金単価名を記載する』は、次のとおりとする。

『落札者の入札書別紙の各料金単価を記載する』

（『落札者の入札書別紙の各料金区分名を記載する』）

第10条 『落札者の入札書別紙の各料金区分名を記載する』は、次のとおりとする。

『落札者の入札書別紙の各料金区分を記載する』

(電力量)

第11条 単位は1キロワット時とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

(力率)

第12条 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。) 平均力率の算定式は次のとおり

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

(燃料費調整)

第13条 料金の算定にあたり、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する燃料費等調整単価により調整を行う。燃料費等調整単価は燃料価格調整項(従来の燃料費調整単価に相当する部分)と市場価格調整項(市場価格による調整)を含むものとする。

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく賦課金)

第14条 電気事業者による再生エネルギー電気調達に関する特別措置法(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)に基づく賦課金は、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する賦課金とする。

(支払方法)

第15条 乙は、検針後すみやかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、受理した日から別途定める日までに、甲の定める者が対価を支払わなければならない。

乙は、各総合庁舎ごとの内訳明細を請求書とともに提示するものとする。

(契約の変更)

第16条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、第9条に規定する単価の変更を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 天災その他乙の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により、乙が甲及び第三者に損害を与えたとき。

(2) この契約書の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約超過金)

第18条 甲はその月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、乙の請求により別途定める式で算出される契約超過金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲又は乙は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。

(2) 乙が本契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。

- (3) 甲又は乙が、原則として 60 日前までに正当な理由を記載した書面により相手に申し出たとき。
- (4) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (5) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (6) 次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（料金の精算）

第 20 条 甲又は乙が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算する。

（合意管轄）

第 21 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第 22 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

静岡市葵区追手町 9 番 6 号

(甲)

静岡県知事 川勝平太

(乙)

静岡県下田、熱海、東部及び富士総合庁舎電気需給仕様書(案)

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間で令和 年 月 日付けで締結した静岡県下田総合庁舎、熱海総合庁舎、東部総合庁舎及び富士総合庁舎の電気需給については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

1 概要

(1) 需要場所、契約電力、年間予定使用電力量

庁舎	需要場所	契約電力 (kW)	予定使用電力量 (kWh)
下田総合庁舎	静岡県下田市中531番1	別紙3の とおり	805,400
熱海総合庁舎	熱海市水口町13番15号		276,200
東部総合庁舎	沼津市高島本町1番3号		1,173,700
富士総合庁舎	富士市本市場441番1		556,700
合 計			2,812,000

(2) 業種及び用途

官公署(事務所)

2 仕様

- 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備、蓄熱槽
別紙3 総合庁舎概要一覧表のとおり
- 力率 100%を予定
- 契約期間の電力消費計画 別紙1 総合庁舎別電力消費計画一覧表のとおり
- 過去4年間の電力消費実績 別紙2 総合庁舎別電力消費実績一覧表のとおり
- 需給開始日、使用期間
 - 需給開始日 令和6年4月1日 午前0時
 - 使用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 その他

契約書第15条による電気料金の請求書の内訳として、施設ごとの契約電力、当月使用電力量、当月最大電力及び力率測定用有効電力量が入力されたデータを作成し、甲に提出する。

別紙1 総合庁舎別電力消費計画一覧表
(静岡県下田、熱海、東部及び富士総合庁舎)

※予定最大電力は過去の各月の最大電力から算定している。また、予定電力量は過去の電力消費実績の平均に基づき算定している。

下田総合庁舎	月	予定力率	予定最大電力	予定電力量	備考
	4月	100%	170 kW	34,400 kWh	
	5月	100%	156 kW	40,200 kWh	
	6月	100%	221 kW	53,200 kWh	
	7月	100%	214 kW	75,500 kWh	
	8月	100%	226 kW	88,900 kWh	
	9月	100%	223 kW	91,900 kWh	
	10月	100%	226 kW	51,100 kWh	
	11月	100%	206 kW	50,900 kWh	
	12月	100%	211 kW	75,000 kWh	
	1月	100%	223 kW	74,200 kWh	
	2月	100%	211 kW	88,500 kWh	夏季
	3月	100%	211 kW	81,600 kWh	その他
計				805,400 kWh	合計 805,400

熱海総合庁舎	月	予定力率	予定最大電力	予定電力量	備考
	4月	100%	68 kW	9,300 kWh	
	5月	100%	54 kW	17,200 kWh	
	6月	100%	55 kW	18,700 kWh	
	7月	100%	92 kW	22,200 kWh	
	8月	100%	97 kW	34,600 kWh	
	9月	100%	95 kW	33,900 kWh	
	10月	100%	93 kW	28,800 kWh	
	11月	100%	62 kW	19,000 kWh	
	12月	100%	70 kW	18,400 kWh	
	1月	100%	75 kW	21,600 kWh	
	2月	100%	79 kW	24,000 kWh	夏季
	3月	100%	81 kW	28,500 kWh	その他
計				276,200 kWh	合計 276,200

東部総合庁舎	月	予定力率	予定最大電力	予定電力量	備考
	4月	100%	226 kW	72,200 kWh	
	5月	100%	216 kW	69,700 kWh	
	6月	100%	492 kW	84,600 kWh	
	7月	100%	502 kW	117,900 kWh	
	8月	100%	552 kW	146,100 kWh	
	9月	100%	490 kW	109,500 kWh	
	10月	100%	233 kW	75,100 kWh	
	11月	100%	230 kW	71,700 kWh	
	12月	100%	552 kW	103,500 kWh	
	1月	100%	562 kW	124,300 kWh	
	2月	100%	545 kW	108,100 kWh	夏季
	3月	100%	434 kW	91,000 kWh	その他
計				1,173,700 kWh	合計 1,173,700

富士総合庁舎	月	予定力率	予定最大電力	予定電力量	備考
	4月	100%	175 kW	23,800 kWh	
	5月	100%	163 kW	35,300 kWh	
	6月	100%	210 kW	40,800 kWh	
	7月	100%	232 kW	45,100 kWh	
	8月	100%	235 kW	59,300 kWh	
	9月	100%	231 kW	66,100 kWh	
	10月	100%	228 kW	43,800 kWh	
	11月	100%	121 kW	37,000 kWh	
	12月	100%	205 kW	38,700 kWh	
	1月	100%	224 kW	49,300 kWh	
	2月	100%	233 kW	59,000 kWh	夏季
	3月	100%	229 kW	58,500 kWh	その他
計				556,700 kWh	合計 556,700

4庁舎合計 2,812,000 kWh

※本契約は4/1～3/31の契約期間であるが、年間使用電力量の推移に大きな変動がなく、表中の月は電力量計算期間の初日の属する月とする。

下田

庁舎	最大使用電力(kW)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
下田総合庁舎	4月	223	146	170	139	168
	5月	130	146	156	146	144
	6月	139	221	199	211	202
	7月	226	214	204	204	214
	8月	230	226	223	223	223
	9月	233	223	221	216	216
	10月	204	226	187	175	
	11月	202	199	206	197	
	12月	211	211	209	211	
	1月	214	206	214	223	
	2月	214	211	209	206	
	3月	211	211	211	209	
	合計					

庁舎	使用電力量(kWh)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
下田総合庁舎	4月	53,534	25,442	54,058	23,618	47,580
	5月	35,575	39,180	39,953	41,424	38,957
	6月	41,683	55,889	51,826	51,626	51,242
	7月	65,587	72,989	74,230	79,121	70,786
	8月	83,213	82,747	93,595	90,209	97,886
	9月	89,899	95,076	90,331	90,235	100,867
	10月	47,369	51,583	49,954	51,574	
	11月	38,878	51,031	52,411	49,138	
	12月	72,103	71,590	77,138	76,027	
	1月	68,582	72,482	73,397	76,582	
	2月	78,840	86,633	92,230	86,378	
	3月	73,637	72,422	105,228	66,902	
	合計	748,900	777,064	854,351	782,834	407,318

熱海

庁舎	最大使用電力(kW)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
熱海総合庁舎	4月	64	48	68	54	73
	5月	51	49	50	54	52
	6月	48	48	51	55	58
	7月	84	82	91	92	90
	8月	86	86	97	93	89
	9月	90	91	95	95	89
	10月	92	89	90	93	
	11月	70	56	57	62	
	12月	65	68	70	65	
	1月	70	68	73	75	
	2月	71	67	77	79	
	3月	68	68	81	81	
	合計					

庁舎	使用電力量(kWh)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
熱海総合庁舎	4月	3,386	2,781	22,015	3,007	21,773
	5月	15,431	16,995	16,872	17,644	16,338
	6月	18,167	17,965	18,652	19,352	17,591
	7月	20,406	22,192	21,388	22,998	20,928
	8月	26,497	27,952	42,462	33,343	27,860
	9月	29,158	30,496	38,292	32,891	28,783
	10月	23,936	25,987	31,560	28,836	
	11月	18,196	18,490	20,332	17,950	
	12月	18,582	18,134	19,036	17,774	
	1月	19,271	20,425	22,057	22,255	
	2月	22,571	22,632	25,127	24,146	
	3月	20,342	19,944	43,183	22,075	
	合計	235,943	243,993	320,976	262,271	133,273

東部

庁舎	最大使用電力(kW)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
東部総合庁舎	4月	211	214	209	226	209
	5月	197	194	202	216	211
	6月	386	403	451	492	478
	7月	444	458	502	502	538
	8月	514	552	528	526	557
	9月	487	485	442	490	494
	10月	389	204	233	230	
	11月	266	209	230	223	
	12月	420	552	540	521	
	1月	511	559	562	538	
	2月	449	490	545	511	
	3月	386	434	434	396	
	合計					

庁舎	使用電力量(kWh)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
東部総合庁舎	4月	69,036	71,479	72,430	72,492	69,590
	5月	68,064	67,310	69,422	72,298	70,769
	6月	75,024	87,715	79,493	86,513	85,032
	7月	108,269	85,651	130,826	136,942	126,790
	8月	128,796	136,030	142,428	159,559	142,378
	9月	106,966	103,891	103,102	121,421	118,846
	10月	83,496	73,766	75,924	75,322	
	11月	67,882	70,140	71,878	72,989	
	12月	83,275	102,636	98,614	109,202	
	1月	92,525	122,885	128,582	121,294	
	2月	85,709	99,175	120,103	104,825	
	3月	82,637	89,201	95,645	87,871	
	合計	1,051,679	1,109,879	1,188,447	1,220,728	613,405

富士

庁舎	最大使用電力(kW)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
富士総合庁舎	4月	155	145	175	137	161
	5月	124	163	128	124	107
	6月	186	201	210	164	210
	7月	206	210	215	232	269
	8月	217	212	230	235	284
	9月	222	217	228	231	285
	10月	206	206	220	228	
	11月	110	121	121	115	
	12月	172	130	205	146	
	1月	188	209	224	217	
	2月	190	208	233	220	
	3月	171	191	229	212	
	合計					

庁舎	使用電力量(kWh)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
富士総合庁舎	4月	16,956	15,392	40,942	14,943	38,514
	5月	31,712	36,714	35,119	33,874	32,210
	6月	40,620	44,611	39,525	38,018	36,901
	7月	43,538	43,058	43,403	48,812	58,118
	8月	54,521	50,081	61,103	66,576	70,663
	9月	65,041	63,635	66,740	67,863	73,961
	10月	48,065	40,905	42,978	47,514	
	11月	36,204	38,152	37,345	35,425	
	12月	40,847	37,061	42,283	36,520	
	1月	39,593	48,254	51,773	47,792	
	2月	46,975	56,095	66,490	54,193	
	3月	43,199	47,858	81,005	46,531	
	合計	507,271	521,816	608,706	538,061	310,367

※富士総合庁舎では平成30年10月より入居団体が増えた。

※本契約は4/1～3/31の契約期間であるが、年間使用電力量の推移に大きな変動がなく、表中の月は原則として電力量計算期間の初日の属する月とする。

		下田	熱海	東部	富士
概要	1 庁舎名称	静岡県下田総合庁舎	静岡県熱海総合庁舎	静岡県東部総合庁舎	静岡県富士総合庁舎
	2 財産管理者	下田財務事務所長	熱海財務事務所長	沼津財務事務所長	富士財務事務所長
	3 需要場所	静岡県下田市中531番1	静岡県熱海市水口町13番15号	静岡県沼津市高島本町1番3号	静岡県富士市本市場441番1
	4 庁舎事務窓口	下田財務事務所管理課	熱海財務事務所管理課	沼津財務事務所総務課	富士財務事務所管理課
	5 電話	0558-24-2012	0557-82-9056	055-920-2013	0545-65-2297
	5 業種及び用途	官公署(事務所)	官公署(事務所)	官公署(事務所)	官公署(事務所)
仕様	1 受電電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式
	2 受電電圧(標準電圧)	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト
	3 計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト
	4 標準周波数	50ヘルツ	50ヘルツ	50ヘルツ	50ヘルツ
	5 電気方式	1回線受電	1回線受電	1回線受電	1回線受電
	6 非常用自家発電設備	あり	あり	あり	あり
	7 予定使用電力量(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの使用量見込)	805,400kWh	276,200kWh	1,173,700kWh	556,700kWh
	8 契約電力	230kW ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	100kW ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	570kW	290kW ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする
	10 力率	平均100%を予定	平均100%を予定	平均100%を予定	平均100%を予定
	11 デマンドメーター	あり	あり	あり	あり
	12 契約期間の電力消費計画	別紙2 総合庁舎別電力消費計画一覧表を作成			
	13 需要開始日	令和6年4月1日午前0時	令和6年4月1日午前0時	令和6年4月1日午前0時	令和6年4月1日午前0時
	14 契約期間	令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで	令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで	令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで	令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで
	15 需給地点	東京電力株の供給用配電箱における東京電力株の母線と庁舎の地絡遮断装置の電源側接続点	東京電力株の供給用配電箱内の東京電力株の母線と庁舎の地絡遮断装置(UGS)の電源側接続点	東京電力株の供給用配電箱内の東京電力株の母線と庁舎の断路器の電源側接続点	富士総合庁舎敷地内の第1号柱上の引込口配線と東京電力株の架空引込線との接続点
	16 電気工作物の財産分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ
	17 保安上の責任分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ
	18 その他特記事項	空調動力は電気であり、夜間に蓄熱する方式である。		本館(高層棟及び低層棟)のうち、低層棟暖房用ボイラー(ガス式)を電気式に変更(平成25年12月工事完成)	平成30年10月より建物一部の貸付開始により電気利用人員が増加